

○ 西いぶり広域連合議会定例会の招集に関する規則

〔平成12年3月28日〕  
規則第2号

西いぶり広域連合議会の定例会は、毎年2月及び9月にこれを招集する。ただし、広域連合長は、特別の事由があるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。